

株式会社北上まるっとセンターむらさきの 産業廃棄物収集運搬（積保あり）基準

2019年11月1日改定

種別	廃棄物の種類	運搬許可	積替え保管許可	具体例	積保受入基準	運搬料金（円/10kg） 消費税別		処理施設までの距離
		○：あり ×：なし	○：あり ×：なし			区分	単価	
あらゆる事業活動に伴うもの	(1) 燃え殻	○	×	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ	—		50	運搬距離片道30km以内
	(2) 汚泥	○	×	排水処理後および各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等	—		100	運搬距離片道30km以内
	(3) 廃油	○	○	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等	排出事業者が自ら持ち込むものに限る		120	運搬距離片道30km以内
	(4) 廃酸	○	×	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液	—		120	運搬距離片道30km以内
	(5) 廃アルカリ	○	×	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液	—		120	運搬距離片道30km以内
	(6) 廃プラスチック類	○	○	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物	排出事業者が自ら持ち込むものに限る	軟質・硬質	60	運搬距離片道15km以内
		○	○	アスファルトフェルト、防水シート	排出事業者が自ら持ち込むものに限る	フェルト	200	運搬距離片道50km以内
	(7) ゴムくず	○	×	生ゴム、天然ゴムくず	—		50	運搬距離片道15km以内
	(8) 金属くず	○	○	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等	排出事業者が自ら持ち込むものに限る		50	運搬距離片道15km以内
	(9) ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	○	○	ガラス類（板ガラス等）、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングブロックくず、レンガくず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等	排出事業者が自ら持ち込むものに限る	窓ガラス	50	運搬距離片道15km以内
						陶磁器くず	50	運搬距離片道15km以内
						廃石膏ボード	80	運搬距離片道120km以内
(10) 鉱さい	○	×	鑄物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等	—		50	運搬距離片道30km以内	
(11) がれき類	○	○	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物	排出事業者が自ら持ち込むものに限る	安定型廃棄物	50	運搬距離片道15km以内	
					管理型廃棄物	50	運搬距離片道30km以内	
					コンクリート廃材、アスファルト廃材に限る	20	運搬距離片道15km以内	
(12) ばいじん	○	×	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの	—		50	運搬距離片道30km以内	
特定の事業活動に伴うもの	(13) 紙くず	○	○	建設業に係るもの（工作物の新築、改築または除去により生じたもの）、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず	排出事業者が自ら持ち込むものに限る		50	運搬距離片道15km以内
	(14) 木くず	○	○	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、木材・木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業、輸入木材の卸売業および物品賃貸業から生ずる木材片、おがくず、パーク類等	排出事業者が自ら持ち込むものに限る		30	運搬距離片道15km以内
	(15) 繊維くず	○	○	建設業に係るもの（範囲は紙くずと同じ）、衣服その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず	排出事業者が自ら持ち込むものに限る		50	運搬距離片道50km以内
	(16) 動植物性残さ	○	×	食料品、医薬品、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚および獣のあら等の固形状の不要物	—		30	運搬距離片道15km以内
	(17) 動物系固形不要物	×	×	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物	—		—	
	(18) 動物のふん尿	×	×	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿	—		—	
	(19) 動物の死体	×	×	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体	—		—	
	(20) 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの（例えばコンクリート固型化物）	×	×		—		—	
※	水銀使用製品産業廃棄物	○	○	建物の解体に伴い排出された蛍光灯。ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類。	排出事業者が自ら持ち込むものに限る		160	運搬距離片道120km以上
※	石棉含有産業廃棄物	○	×	非飛散性。石棉を0.1%を超えて含むもの（廃石棉などを除く）。アスベストが入っているスレート、タイル。	排出事業者が自ら持ち込むものに限る		50	運搬距離片道15km以内

(株)スパット北上まるっとセンターむらさきの 特別管理産業廃棄物収集運搬基準

2019年11月1日改定

種別	廃棄物の種類	運搬許可	性状および事業例	運搬条件	運搬料金 (円/10kg)		処理施設までの距離
					消費税別途		
					区分	単価	
	廃油	×	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油 《事業例》紡績、新聞、香料製造、医療品製造、石油精製、電気めっき、洗濯、科学技術研究、その他	専用容器に保管済み		120	運搬距離片道120km以内
	廃酸、廃アルカリ	×	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液 《事業例》カセイソーダ製造、無機顔料製造、無機・有機化学工業製品製造、アセチレン誘導品製造、医薬・試薬・農薬製造、金属製品製造、石油化学工業製品製造、非鉄金属製造、ガラス・窯業、科学技術研究、その他	専用容器に保管済み		120	運搬距離片道120km以内
	感染性産業廃棄物	○	感染性病原体が含まれるか、付着しているか又はそれらのおそれのある産業廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管等) 《事業例》病院、診療所、衛生検査所、老人保健施設、その他	専用容器に保管済み		120	運搬距離片道120km以内
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	×	廃PCBおよびPCBを含む廃油	専用容器に保管済み		120	運搬距離片道120km以内
	PCB汚染物	×	PCBが染み込んだ汚泥、PCBが塗布もしくは染み込んだ紙くず、PCBが染み込んだ木くず、もしくは繊維くず、またはPCBが付着もしくは封入された廃プラスチック類や金属くず、PCBが付着した陶磁器くずやがれき類	—		—	
	PCB処理物	×	廃PCB等またはPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)	—		—	
	廃水銀等及びその処理物	×	・廃水銀等(廃水銀及び廃水銀化合物) ・廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る) 《事業例》水銀回収施設、水銀使用製品製造施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、大学及びその附属試験研究機関、その他	—		—	
	廃石綿等	○	建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹付け石綿、石綿含有保温材、断熱材、耐火被覆材およびその除去工事から排出されるプラスチックシート等で、石綿が付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設で生じた石綿で集じん施設で集められたもの等 《事業例》石綿建材除去事業等	専用容器に保管済み		80	運搬距離片道120km以内
	有害産業廃棄物	×	水銀、カドミウム、鉛、有機燐化合物、六価クロム、砒素、シアン、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン又はその化合物、ダイオキシン類が基準値を超えて含まれる汚泥、鉱さい、廃油、廃酸、廃アルカリ、燃え殻、ばいじん等 《事業例》大気汚染防止法(ばい煙発生施設)、水質汚濁防止法(特定事業場)等に規定する施設・事業場	—		—	